

令和4年度文部科学省税制改正要望事項

参考資料3

令和3年8月

※前年に引き続き要望するもの

1. 教育、科学技術イノベーション関係

- (1) 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長
(内閣府との共同要望) 【印紙税】
延長

2. スポーツ関係

- (1) ゴルフ場利用税のあり方の見直し 【ゴルフ場利用税】
※

3. 文化関係

- (1) 博物館の機能強化を図る法改正に伴う税制上の所要の措置等 【固定資産税等】
拡充等
- (2) 障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る課税標準の特例措置の拡充 【固定資産税等】
拡充等
- (3) 個人所有の登録有形文化財（建造物）の修理費用に係る税額控除の創設 【所得税】
新設
- (4) 国等への美術品の寄贈に係る寄附金控除等の特例措置の拡充 【所得税等】
拡充

4. その他

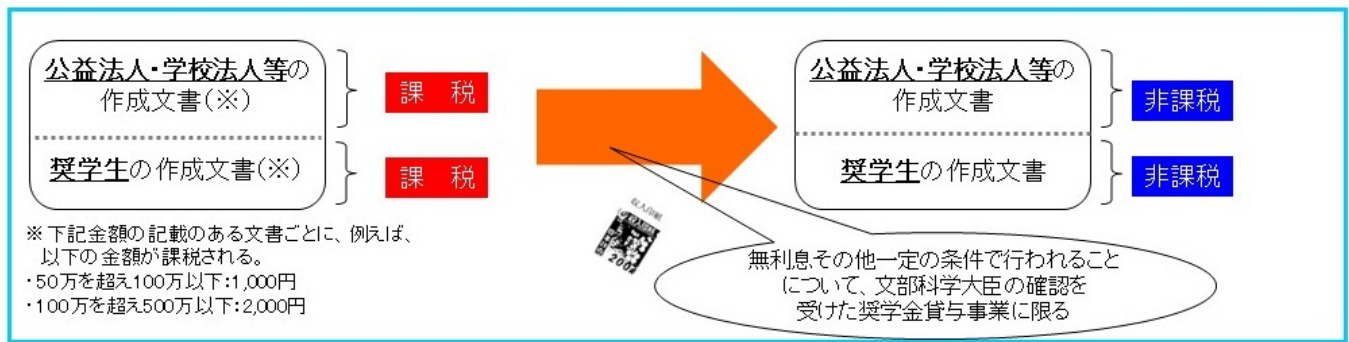
- (1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置の廃止 【所得税等】
廃止

令和4年度 文部科学省税制改正要望事項の概要

1. 教育、科学技術イノベーション関係

(1) 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長（内閣府との共同要望）【印紙税】

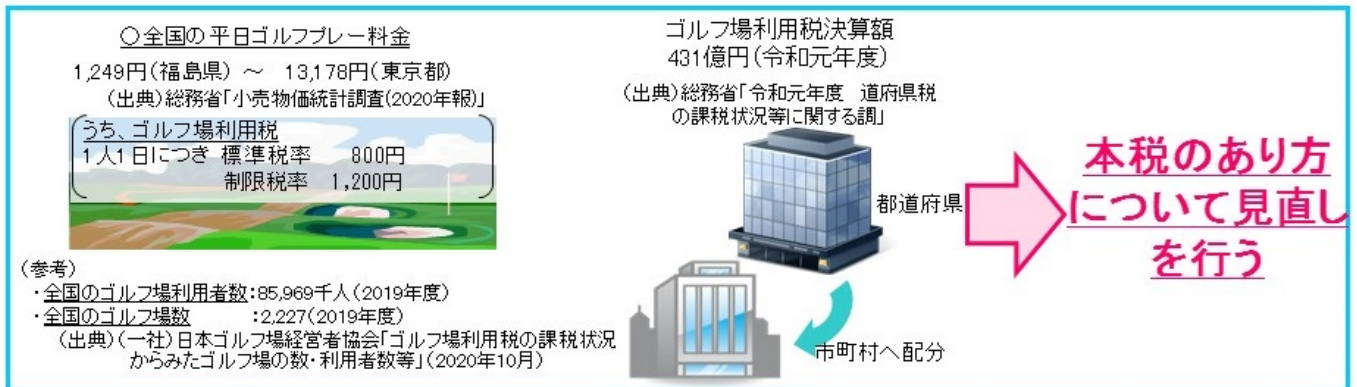
公益法人・学校法人等が実施する、経済的理由により修学困難な生徒又は学生に対する無利息等の条件で行われる奨学金貸与事業については、令和4年3月31日まで借用証書等に係る印紙税を非課税とする措置がなされているところ、本措置を延長する。



2. スポーツ関係

(1) ゴルフ場利用税のあり方の見直し【ゴルフ場利用税】

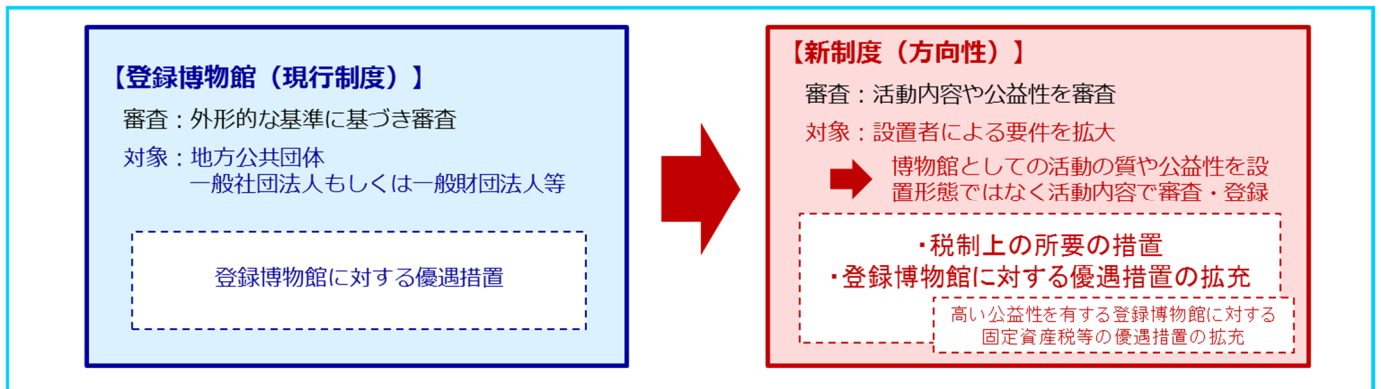
ゴルフは大衆的に親しまれているスポーツであるとともに、オリンピックの正式競技にもなっている国民的スポーツである一方で、スポーツの中で唯一ゴルフにのみ課税されている状況であることから、本税のあり方についての見直しを要望する。



3. 文化関係

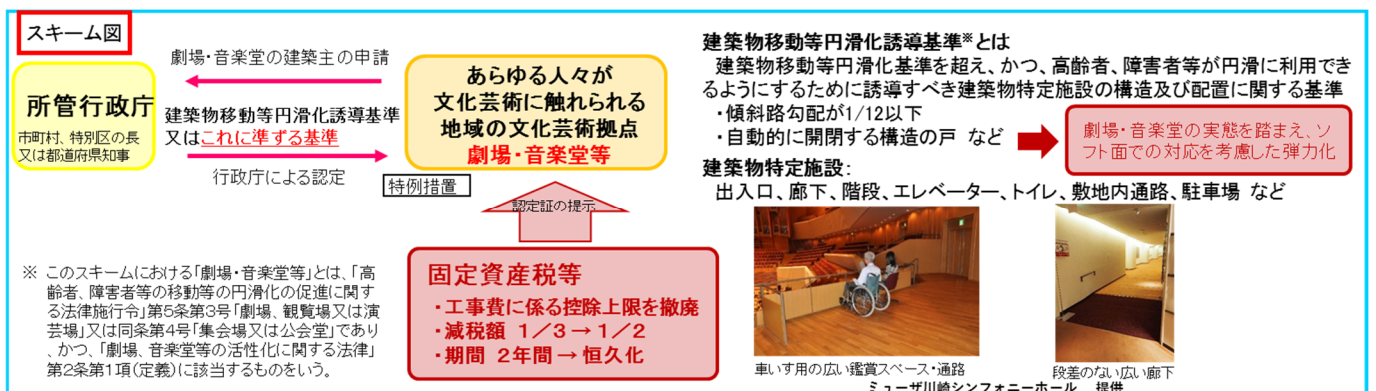
(1) 博物館の機能強化を図る法改正に伴う税制上の所要の措置等 【固定資産税等】

社会的・地域的課題への対応など、多様化・高度化する役割に博物館が対応していくことを促進し、その持続的な経営を支えるため、関連の法改正を前提に、アート振興等の政策的観点からも高い公益性を有する民間の登録館に対して固定資産税等の優遇措置を拡充するなど、税制上の所要の措置を講じる。



(2) 障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る課税標準の特例措置の拡充 【固定資産税等】

民間事業者が設置する劇場・音楽堂等が、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するバリアフリー改修を行う場合において、固定資産税・都市計画税額を3分の1減額する特例措置については令和3年度末までの時限措置となっていたところ、あらゆる人々が文化芸術に触れられる地域の劇場・音楽堂等の持続的な活動を支えるため、本措置の延長及び特例措置の拡充等（工事費に係る控除上限の撤廃、減税額の拡充、基準の弾力化等）を行う。



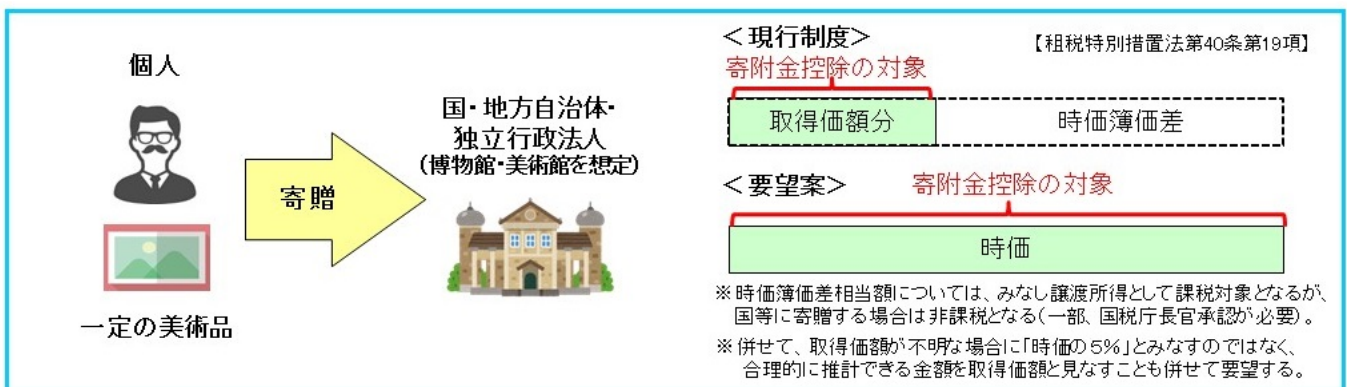
(3) 個人所有の登録有形文化財（建造物）の修理費用に係る税額控除の創設【所得税】

文化財保護法に基づき登録有形文化財として登録されている個人所有の建造物に係る修理工事について、当該工事費の所有者負担の一部を、工事を行う年分の所得税額から控除する特例措置を創設する。



(4) 国等への美術品の寄贈に係る寄附金控除等の特例措置の拡充【所得税等】

我が国にとって重要な美術品の適切な保存及び積極的な活用を図るため、個人が保有する一定の美術品を国・地方自治体・独立行政法人等に対して寄贈する際に、現在取得価額とされている寄附金控除の適用金額を時価相当額とすること等を要望する。



4. その他

(1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置の廃止【所得税等】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な準備及び運営を支援するための、来日する大会関係者である個人及び外国法人を対象とした、大会関連活動に係る所得税・法人税等の非課税措置については、本年において大会の開催を終えることから、令和3年12月31日までの適用期限をもって廃止する。